

東海

No. 3079

14. 6. 25

国土交通労働組合
東海建設支部
教育宣伝部

差別発令は許せない！
職場が納得できる
昇格発令を！

正確な分析で
当局を追及す
るため発令実
態調査にご協
力をお願いします。

5級昇格年次前進、一方前週による底上げを因れ！ 速やかに処遇の「底上げ」を図れ！

交付	級	官職	発令数
6/5	6級	建設専門官等	9
		事務所課長	4
		出張所長	10
	5級	建設専門官等	19
		課長補佐	6
		事務所課長	25
		出張所長	18
		用地官	1
		建設監督官	1
		上席専門職	7
5/7	4級	用地官	1
		建設監督官	2
		専門官	10
		専門職	9
		局係長	30
		道路管制員	3
	3級	事務所係長	11
		事務所係長	7
		出張所係長	19
		局主任	3
合計			195

※東海建設支部調べ

建設専門官等の内、契約事務管理官では、定年退職七年前まで発令され、大きく前進しています。一方、

差別的発令

技術系の事対官・工品官では、退職二年前以降でこれまでの実績を踏襲しています。また、事務所課長及び出張所長では、若年層での管理職昇任者に昇格発令があった一方で、本年度退職

五月七日に四級以下、六月五日に五級以上の四月一日付け昇格発令が交付されました。東海建設支部では、昨年一月二〇日の身上書団交で局長が表明した「処遇の底上げを図る」を受け、三月七日の春闘期団交でも当局の姿勢を確認してきました。全体で一九五人に発令され、内訳は左記のとおり（東海建設支部調べ）となっています。スタッフポストを中心に改善が図られており、東海建設支部が粘り強く要求し、追及してきた成果といえます。一方、上位級では、基準が不鮮明となり、当局の自在定規での発令が進んでおり、注視が必要です。

5級昇格

者で一名が未発令となっており、課長が過去の実績どおり、退職一年半前の一〇月に全員が発令されるか疑問が残っています。

管理職では制度を踏襲

五級昇格では、事務所課長が六四年次（生まれ年次（以下同じ））まで、出張所長が六一生年次までが発令されています。一方で、生れ年が早いにもかかわらず未発令の方もおり、管理職昇任に至るまでの前職が影響しているものと思われる。具体的には出張所長になる前に専門職だった出張所長（経験一年）は未発令ですが、今年監督官から出張所長になった職員は昇格しています。どちらも課長補佐級からの昇任であり格差を設ける理由はありません。また、管理職を経験し、地域防災調整官になっている職員には発令がないな

建設専門官等で前進

ど、人事任用と処遇が逆転する状況も生まれていません。加えて処遇改善。女性差別解消で管理職昇任をさせたにも関わらず、昇格発令がなされず、女性の五級以上比率の目標である二・五%を下回っている状況（東海建設支部調べ）となっています。管理職層であっても差別を許さず、基準を明らかにさせていく必要があります。

建設専門官五級（管理職経験者除く）では、近年退職二年前での発令となっていました。また、四年前まで前進しています。また、新たに設置された地域防災調整官や保全対策官でも五級昇格が打たれています。数が少ないため、正確な評価となりませんが、建設専門官より若干早い発令となっており、新設ポストの設置により処遇改善が進んだことが読み取れます。しかし、制度上説明できない管理職経験者との格差は依然残されており「処遇の底上げ」となっています。

仕事は専門職・処遇は地域対策専門職？

事務所課長以上は府県単位の機関 / 事務所係長は地方出先機関？

上席専門職でも7年前進

上席専門職でもこれまで退職二年前での五級発令だったものが、三年前まで即打ちに改善されています。一方、建設専門官との格差が生じており、今後より一層の改善が求められています。また、四月期に久しぶりに技官で上席が打たれた深見さんにも昇格発令が行われましたが、事務・技術で上席専門職昇任年次に

4級昇格 専門官・専門職で格差も

専門官では、七一年次までで、専門職では七〇年次までで発令されています。局係長からの昇任者と局で働く専門職は局係長との均衡を意識しているものと思われれます。しかし、事務所係長からの昇任者では六九年次が最速で同様の仕事をしている専門職と専門官で発令基準に差を設けており、昇任者で専門職が二年早くなっています。また、出張所係長からの昇任者には退職二年前にも関わらず、発

格差があり、そのことが事務・技術に格差を生じさせています。

監督官でも進級が...

監督官の五級昇格では、退職二年前の職員（専門職から異動）を放置し、退職三年前の職員に発令しています。当局はこれまでに「同じ課長補佐級で昇任でも降任でもない」としており、そのことが昇格に影響することは大きな問題です。

令されておらず、仕事は専門職、処遇は地域対策専門職と矛盾を残し、上位級への積極的な昇格発令となっていない。

事務所係長昨年踏襲

事務所係長では六六年次までの連絡調整事務所に関係長に発令されています。一方、重要事務所、一般事務所に働く係長には発令されておらず、昨年の発令実績を踏襲したものとなっています。事務所係長四級は連絡調整事務所が出来て以降定数が増えておらず、人事任用

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
本省	担当	特高担当主任	困難主任 係長 専門官	困難係長	課長補佐	困難補佐	室長	困難室長	重要課長	特重課長
管区 整備局	担当	特高担当主任	困難主任 係長 専門官	困難係長 課長補佐	困難補佐	課長	特困課長	重要部長	特重部長 管区の長	重要管区長
府県 - (事務所)	担当	特高担当主任	困難主任 係長 専門官	特困係長	課長	困難課長	府県の長	困難府県長		
出先 事務所 出張所	担当	特高担当主任	相困主任 相困係長 専門官	課長	困難課長 出先の長	困難出先長				

で四級ポストを空けるしかありません。しかし、四月の人事では若年層を専門職・専門官に昇任させベテラン係長を放置したことからの改善が図られなかったことになり、また、同じ仕事をし、標準定数であるにも関わらず、過去の人事院協議（発令は連絡調

整事務所に限る）に固執し、地方の事務所の処遇を放置する姿勢は許すことは出来ません。ベテラン係長や専門員等の処遇改善を図るため、これまでの人事任用を改め、より一層、処遇改善を念頭において人事任用を行わせる必要があります。

※当局は上表を理由に事務所係長の4級を連絡調整事務所（府県に準じる）に限定している